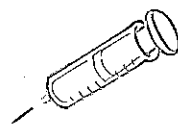


新型インフルエンザワクチン接種について

ワクチン接種の目的

死亡者や重症者の発生をできるだけ減らすことを目的としています。
ワクチン接種によって、新型インフルエンザに感染しないという保障はありません。



ワクチン接種の流れ

今回の新型インフルエンザワクチンは、当面、提供される量が限定されるため、必要性の高い方に接種の機会が提供されるよう、優先順位をつけ接種するものです。

接種スケジュールの確認

優先接種対象者に該当する方で、ワクチンの接種を希望する場合は、まずかかりつけの医療機関にご相談ください。
接種のスケジュールを確認してください。
(接種のスケジュールは変更になる場合があります)

提示書類の用意

医療機関の窓口でご自分がスケジュールにあった対象者であることを示していただく必要があります。事前に下記の表の書類のうち該当するものをご用意ください。

接種の予約

接種を実施する医療機関に予約を入れてください。
(複数の医療機関に接種希望連絡はしないでください)

接種

健康状態や体質等を医師に伝えて接種を受けてください。
まれに、副作用を起こすことがありますので、気になる症状が出たり、長引いたりする場合は医師に連絡をしてください。

優先接種者等	提示書類	スケジュール
基礎疾患を有する者	「優先接種対象者証明書 ※(かかりつけ医で発行)」	11月中旬から
基礎疾患を有する者 (1歳～小学3年生)	「優先接種対象者証明書 ※(かかりつけ医で発行)」 「母子健康手帳」または「各種健康保険被保険者証」	11月中旬から
妊婦	「母子健康手帳」	11月中旬から
1歳から小学校3年生	「母子健康手帳」または「各種健康保険被保険者証」	12月から
1歳未満の小児の保護者	「母子健康手帳」「各種健康保険被保険者証」または住民票	12月から
優先接種対象者のうち 身体上の理由で予防接種 できない者の保護者等	「優先接種対象者証明書 ※(かかりつけ医で発行)」及び 「各種健康保険被保険者証」または「住民票」	12月から
小学校4年生から高校 生に該当する年齢の者	「各種健康保険被保険者証」、「学生証」または「住民票」	1月から
65歳以上の者	「各種健康保険被保険者証」、「運転免許証」または「住民票」	1月から

※かかりつけ医が接種する場合は不要です。

費用負担軽減を受けようとする場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。